【自治労大阪府職員労働組合　回答（概要）】

春季生活要求の１の要求について、自治労府職との良き労使関係については、今後とも維持してまいりたいと考えている。この基本的立場に立ち、厳しい状況下においても、勤務条件にかかわる諸問題については、誠意をもって、皆様方と十分協議を行ってまいりたい。

２（４）及び２（５）の要求について、給料表を異にする異動に際しての現給保障については、職員の給料が職務に応じて定められているということから、ご要求に応ずることは困難である。扶養手当については、国や人事委員会の勧告等を勘案し、慎重に検討して参りたいと考えている。時間外勤務手当の支給割合の引上げについては、労働基準法改正や国等の動向を踏まえて、本府においても、平成22年４月１日から実施しているところである。

職場環境・制度改善要求の１（１）の要求について、組織再編に際しては、執務室移転の際に１人あたり５㎡を満たすよう努めながら、部局のまとまり、各課室の人員、来庁者の便宜等を総合的に勘案して配置検討などを行っているが、今後とも、快適な執務環境の確保に努めてまいりたい。

１（２）の要求について、本館耐震工事計画を踏まえ、十分な調整を行いながら進めてまいりたい。

１（３）の要求について、府有建築物の耐震化については、具体的な目標や耐震化事業の進め方などを示した「府有建築物耐震化実施方針」（平成１９年３月策定）に基づき計画的かつ効率的に取り組んでいるところである。今後とも、引き続き、執務室等の安全確保に努めてまいりたい。

１（４）の要求について、快適な職場環境の確保については、大阪府職員安全衛生管理規程第52条により「職場環境基準表」を策定し、職場環境の維持向上に努めているところ。本庁舎については、執務スペースが不足している現状から、要求に応じることは困難な状況にあるが、今後とも必要に応じて建物の構造及び予算の範囲内で検討し、対処してまいりたい。負傷者の手当に必要な救急用具については、業務内容に応じて各々の所属が必要となるものを判断し、備えるものであり、毎年の職員安全週間（７月）や職員労働衛生週間（10月）の際に、各所属へ確認するよう指導しているところ。

１（５）の要求について、本館耐震改修工事等に伴う執務室の移転に係る執務環境の変更や休養室・更衣室等の確保については、十分な協議を重ねながら、可能な限り検討してまいりたい。

１（６）の要求について、本庁舎の福祉整備については、福祉のまちづくり条例の趣旨を踏まえ建物の構造上の制約も考慮しつつ、順次整備してきた。大手前庁舎については、①本館及び別館のエレベーターを車椅子仕様に変更、②本館受付カウンターの車椅子仕様化、③本館正面玄関に障がい者用昇降リフト設置、④議会棟１階西側出入口にスロープ設置、⑤授乳室の整備、⑥オストメイト対応トイレの整備、便所触知案内板設置、⑦分館６号館入札室の出入り口へのスロープ設置、⑧パスポートセンター内に授乳スペースの設置など実施している。咲洲庁舎については、改修工事の中で条例の主旨に基づいた施設になるように整備した。①階段室　階段手摺に点字プレート貼付け、点字ブロック敷設、②エスカレーター　昇降口に点字タイル敷設、音声案内、③身障用エレベーター乗降口に点字ブロック敷設、④便所　洗面器への手摺取付、オストメイト対応トイレ整備、⑤授乳室の整備、⑥車椅子用電話カウンターの整備、⑦庁舎出入口に音声誘導装置の設置、また、従来から設置されていた音声付触知図案内板を整備し、より分かり易い案内となるように改修した。今後とも条例の趣旨を踏まえつつ、本庁舎の改善など職場環境の整備に努めてまいりたい。

２（６）の要求について、執務室等における空調、換気、照明等については、建築物衛生法（建築物の衛生的環境の確保に関する法律）等に基づき、定期的に環境測定を実施し、点検を行っている。今後とも、快適な執務環境の確保に努めてまいりたい。

２（７）の要求について、公務災害を含めた職員の死亡・休業については、毎年実施している休業調査の際に死亡・休業者及びその原因を調査し、その実態を把握している。特に、死亡原因については、従前からその解明に努めており、死亡・休業者の減少のため各種健康診断の充実を含め対策を講じているところ。今後も、引き続き実態の把握に努め、産業医の意見を伺いながら、各種健康診断の充実及び健康教育の実施などに努めてまいりたい。

２（８）の要求について、原子力災害の災害応急対策等、放射線障害になる恐れのある業務に関わる職員を対象に、放射線の基本的知識や緊急時の対応等を理解いただくため、原子力防災基礎研修やオフサイトセンターでの訓練及び研修会等を実施している。今後とも、引きつづき、放射能及び放射線にかかる知識などに関する研修の充実を図り、原子力防災業務に従事する職員の安全確保に努めてまいりたい。

２（９）の要求について、勤務時間の短縮については、週38時間45分、１日７時間45分とする改正を、平成22年10月から実施しているところである。

２（１３）の要求について、庁舎管理課で所管する公用車の点検・整備については、これまでどおり、法令等の定めに従い実施し、執務環境の安全を図っていきたい。

２（１４）の要求について、被服の改善については、これまでも職員の意見を踏まえながら可能なものから改善してきたところであり、今後も必要性等を十分精査してまいりたい。

２（１６）の要求について、咲洲庁舎においては、食堂、リフレッシュルームの他、民間テナントである飲食店やお弁当ハウス等の利用が可能となっている。また、職員休養室や女子更衣室などの環境整備にも努めている。

２（１７）の要求について、労働条件に関する事項については、十分に協議してまいりたい。

３の要求について、自治労府職の専門部要求については、勤務条件に関する事項について、円滑な話合いが行われるよう誠意をもって対処してまいりたい。

支部・分会に関する要求については、関係部局等へ伝える。

春季生活要求の２（１）、２（２）、２（３）、２（５）①、２（６）、２（７）、３（１）、３（２）、３（３）、４（１）、職場環境・制度改善要求の２（１）、２（２）、２（３）、２（４）、２（５）、２（１０）、２（１１）、２（１２）、２（１５）の要求については、府労連の２０１４年秋季・年末要求及び２０１４年府現労要求において回答したとおり。